



令和3年11月8日

富士見市長 星野光弘様

富士見市特別職報酬等審議会  
会長 新井 幸雄

特別職の期末手当の改定に関する意見について（回答）

令和3年11月8日付け富職第109号にて依頼のありました標記の件について、次のとおり回答します。

### 回 答 書

令和3年11月8日付けで本審議会に依頼のありました特別職の期末手当の改定について、厳正、公平な立場に立って慎重に検討し審議を重ねた結果、次のとおりの措置が適当との結論を得ましたので回答します。

#### 1 審議における結論

議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数（割合）の改定にあたっては、一般職の職員の期末手当の支給月数（割合）が年間0.15月分減じられる状況を勘案し、一般職に準じて支給月数（割合）を減じ、議会の議員については年3.95月に、市長、副市長及び教育長については年3.75月に、それぞれ令和3年12月1日から引き下げるものとする。

なお、今後の支給月数（割合）の改定については、人事院勧告及び市の財政状況等を踏まえ引き続き検討することが望ましい。